

一番大事！ 相続人の確認について

平成 27 年 3 月作成



相続が発生した場合に、最初にしなければならないことは何だと思いますか？相続財産の確認？遺言書の有無の確認？どれも重要です。しかし、本当に**最初にしなければならないことは「相続人の確認」**ではないでしょうか。相続人について意外と勘違いしている人も多いようですので、今回は相続人が誰なのか、基本的なことをお話ししたいと思います。

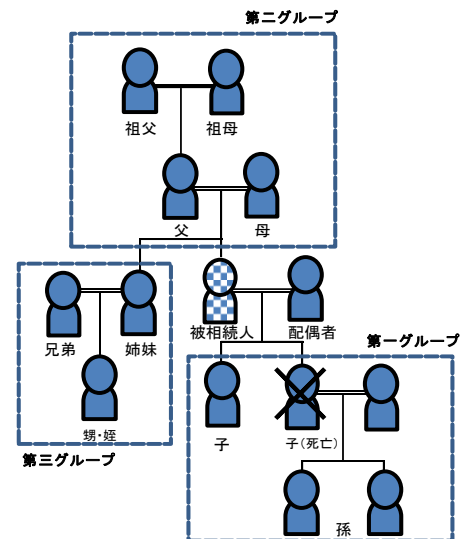
右下の図を見ながら読み進めていただくとわかりやすいかと思います。だれが相続人になるのかについては、民法でその順位が決まっています。具体的には

- ①第一グループ：子（代襲相続の場合は孫等）
- ②第二グループ：直系尊属（親や祖父母）
- ③第三グループ：兄弟姉妹

※配偶者（常に相続人）

の順になります。配偶者がいる場合には、**配偶者は常に相続人**となるため、順位という考え方はありません。

上記の順で相続人になりますので、被相続人（亡くなった人）に①子がいれば、子が相続人になり、親や兄弟姉妹は**相続人にはなりません**。そのため、遺言書等がなければ相続財産を取得する権利がなく、請求することもできません。兄弟仲が悪いので、自分が死んだ後に何か言われるのが心配だという人がいますがその心配は不要です。ここで注意したいのは、被相続人が亡くなる前に、相続人となるはずの子が既に亡くなってしまっていた場合です。この場合、その子に子（被相続人から見ると孫）がいる場合、亡くなった子の代わりにその孫が相続人となります。これを「**代襲相続**」といいます。仮にその孫も被相続人より先に亡くなっている場合、その孫に子（被相続人から見ると曾孫）がいる場合には、その曾孫が相続人となります。直系卑属の代襲相続は何代でも起こる可能性があります。



では、②**被相続人に子（代襲相続人を含む）がない場合**はどうなるのでしょうか。親が存命であれば、**親が相続人**となります。両親ともが既に亡くなっている場合、祖父母が存命であれば祖父母が相続人となります。この場合も尊属が存命であれば何代でも遡って相続人となります。注意したいのは、両親の一人が亡くなっている場合、祖父母が存命であっても、祖父母は相続人にはなりません。

そして③**子も直系尊属もいなかった場合、兄弟姉妹が相続人**になります。兄弟姉妹が被相続人より先に亡くなっていた場合、子が先に亡くなっていた場合と同様、甥姪が代襲相続することになります。しかし、甥姪が被相続人よりも先に亡くなっている場合には、孫が先に亡くなっている場合と異なり、代襲相続はしませんので注意してください。

なお、もう一つ勘違いが多いことで、**養子の相続権**の問題があります。よく養子は養親に関してのみ相続権を有すると思っっている人がいますが、**実親に関しても相続権を有します**。ただし、その養子が**特別養子縁組**により養子となっている場合には**実親に関しては相続権がなくなります**ので重ねてご注意ください。